

# 障害者支援施設 あさひ園

## 短期入所事業 料金表

令和6年6月現在

### ① 介護給付サービスに関する利用料金（A）

施設利用料自己負担  
介護給付費給付

(単位/日)

障害支援 区分 請求区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
福祉型短期入所 サービス費Ⅰ (福祉型強化)	509 (751)	509 (751)	583 (824)	648 (889)	784 (1026)	923 (1164)
福祉型短期入所 サービス費Ⅱ (福祉型強化)	173 (413)	173 (413)	240 (483)	318 (559)	527 (770)	602 (844)

※障害支援区分によって定められております。

福祉型短期入所サービス費Ⅰ 通常の利用された場合。  
福祉型短期入所サービス費Ⅱ 他の日中活動系サービスを利用された場合。  
福祉型強化 医療的ケア加算算定日に利用された場合。

### 各種加算（B）

(令和6年6月現在 部加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算は該当される場合のみの算定になります。)

加算種類	加算内容	金額
食事提供体制加算	食事を提供できる体制が取れている場合にいただく費用です。	48単位/日
短期利用加算	連続30日以内ご利用の場合にいただく費用です。	30単位/日
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	22単位/日
栄養士配置加算（Ⅱ）	管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	12単位/日
重度障害者支援加算	区分6で重度訪問介護該当、または四肢全て麻痺があり、以下いずれかに該当される方が利用された際にいただく費用です。 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理。 ・最重度の知的障害。 ・行動援護の行動関連項目合計点数15点以上。	50単位/日

利用者負担上限額 管理加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく費用です。	150単位/月
送迎加算	ご自宅と施設間の送迎を施設が行なった場合にいただく費用です。	186単位/片道
福祉・介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取り組みを行っている場合にいただく費用です	1月につき +所定単位 ×13.8%
重度障害児・障害者対応 支援加算	強化型の利用者の利用日において重度な障害者(区分5・6)を利用者全体の50%以上受け入れる場合。算定対象は強化型の利用者と同時間に利用された短期入所の利用者全員。	30単位/日
地域生活支援拠点等加算	市町村が地域生活支援拠点として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算(緊急時の受入れに限らない)短期入所のサービス開始時に加算	100単位/日 ※医ケアの方受け入れ時は 300単位/日
医療的ケア対応支援加算	医療的ケアを必要とする利用者を1名以上受け入れる場合にいただく費用です。	120単位/日
常勤看護職員等配置加算4	常勤換算で看護師を1人以上配置している場合に頂く加算です。	4単位/日

※利用者負担の減免について〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

## ②居住費・食費に関する利用料金

自己負担額

(単位:円/日)

負担区分	食費	光熱水費	自己負担額計 (C)	自己負担計(D)
加算なし	1,410	380	1,790	$\frac{(A) + (B) + (C)}{= (D)}$
加算あり	800	380	1,180	

※原則は食費や光熱水費は全額自己負担となりますが、低所得者には軽減されます。

## ③その他サービスに関する利用料金

(単位:円/回)

項目	料金	備考
美容(カット)	2,000	
理容(カット)	2,000	顔そり追加の場合は+500
理容(顔そりのみ)	1,500	
特別な食事(出前他)日用品等	実費	クリーニング代、外出時食事代等

☆今後もサービス提供体制に変更がある場合は、都度料金表差し替えにて同意とさせていただきます。